

オーストラリア・ニュージーランドの視点

スティーブ・マッカチョン

豪州・ニュージーランド食品基準機関 長官

概要

1. 地球規模の展望
2. 責任の共有
3. オーストラリア・ニュージーランドの食品規定システム
4. FSANZ の多様な役割
5. 将来の課題と動向

1. 地球規模の展望

グローバル化に伴い：

- ・食品供給経路はより長くなり、人口は増加を続け、情報はより早く伝わるようになる。
- ・その結果、食品安全環境が悪化する機会は増えるばかりである。

1) 食品の供給経路がより長くなると；

- ◇ 食品安全に対して問題を生じさせる要因は増加する。
- ◇ 食品の供給経路をたどることが、困難になる。

2) 人口の増加が進むと；

- ◇ 例えば、高齢人口の中での、より高齢グループの割合のように、人口に対する弱者グループの割合が高くなる。
- ◇ 食物確保の重圧は増大する。

3) 情報の流れがより速くなると；

- ◇ 食品安全に不安をあおる話や、突発的な問題発生などのニュースが瞬時に流れる。
- ◇ 社会メディアの急速な発展は、間違った情報伝達を生む危険性もある。

2. 食品安全のための責任分担

食品安全に対しては、食品業界・規制機関・消費者の三者が責任を分担している。

1) 規制機関の分担責任

- ◇ 食品安全の基準を設定する責任
- ◇ 監視と調査を実施する責任
- ◇ 法令を施行する責任

2) 食品業界の分担責任

- ✧ 食品安全に係る法律を順守する責任
- ✧ 食品安全を保障するシステムを実行する責任
- ✧ 消費者に食品安全に関する適切な情報を伝える責任

3) 消費者の分担責任

- ✧ 食品の安全に係る情報を見つけて、理解する責任
- ✧ 食品の扱い、貯蔵、処理（すなわち、調理）によって食品安全リスクを低減する責任

3. オーストラリア・ニュージーランドの食品規制システム

1) 連邦の構成は：

- ✧ コモンウェルス政府
- ✧ 6 州
- ✧ 2 準州
- ✧ 地方行政機関

2) 食品規制システム：

- ✧ 食品基準法の施行（1991 年）に伴い、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関が設置された。
- ✧ 連邦政府・州の間の食品規制に関する合意により、食品規制に国家レベルの取り組みが始まった。
- ✧ オーストラリア・ニュージーランド間の食品協定（1996 年）によって、両国の共通基準が設定された。

3) 誰が何をするか？ それぞれの役割：

食品規制のシステムは、効率的な共同作業による基準設定、政策決定、法施行からなる。

- ✧ 規格設定： FSANZ [オーストラリア・ニュージーランド食品基準規格]
- ✧ 政策決定： 行政会議 [州・準州] [健康・農業大臣] FSANZ 法
- ✧ 法施行： [州・準州] [地方政府]

4) オーストラリア・ニュージーランドの食品基準規格の基盤：

- ✧ 科学的（コーデックスの原則による）リスク分析に基づいた規格
- ✧ 両国の基準と、国際基準（国際食品基準）との一致
- ✧ 産業（食品産業）の効率性と、国際競争力
- ✧ 公正な通商貿易
- ✧ オーストラリアおよびニュージーランドの担当大臣による政策指導

5) コデックスのリスク分析パラダイム

コーデックスのリスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスク・コミュニケーションの3要素からなる。

- ✧ リスク評価： WHO & FAO が、科学的助言・情報・分析を行う
- ✧ リスク管理： コデックス委員会および加盟各国が、規制と監視を行う。
- ✧ リスク・コミュニケーション： コデックス委員会と、全ての関係者との対話を進める。

6) 2012-2015 年における F S A N Z の科学戦略

2編の基本文書それぞれの中で：

- ◇ F S A N Z の最重要科学戦略として、7領域を戦略領域に特定して、各領域の戦略目標として3～4目標が特定されている。
- ◇ また、年度ごとの目標達成計画によって、各戦略目標に対して、重点達成目標を特定している。

7) F S A N Z の科学性を向上させるための7つの具体的行動

- ① 科学力の向上： 1) 人的要素、 2) 情報とデータ、 3) 分析手段
- ② 客観性の拡充： 1) データ解析、 2) データ収集、 3) データ管理、 4) データ共有
- ③ F S A N Z の協同体制と国際的リンケージの構築： 1) 司法行政機関、 2) 国際機関、 3) 研究教育機関、 4) 産業
- ④ F S A N Z のコミュニケーションと利害関係者の参加促進： 1) 利害関係者への取り組み、 2) 広範なコミュニケーション、 3) F S A N Z の科学の活性化、 4) 透明性の維持確保
- ⑤ 新規の問題を認識し対処する能力の向上： 1) 問題の認識、 2) 問題の調査、 3) リンケージ構築、 4) 問題の予見
- ⑥ フード・レギュラトリーサイエンスの発展にリーダーシップを発揮し続ける： 1) 知識の蓄積、 2) 食品規定の共通化、 3) 能力の構築における優先順位づけ、 4) 共同作業のためのパートナーシップの構築
- ⑦ F S A N Z の活動評価： 1) ピア・レビューによる評価、 2) 戦略的になすべき緊急課題

8) 関係者の参加による責任分担モデル

- ① 政府に代表される規制実施者（司法に関連する討論会なども含む）、
- ② 製造業者と小売業者の連絡会議、
- ③ 消費者と公衆衛生機関の会話から構成される関係者の参加によって、責任が分担される。この連携の外郭に、科学者や専門家から構成される外部委員会、あるいはツイッター、フェイスブックなどのソーシャル・メディアがあり、公共の参考意見が伝えられる。

4. F S A N Z の多様な役割

1) 基準の制定によって、消費者を保護する

- ① 一次生産と処理に関する基準（農業従事者）
- ② 全般および各成分に関する基準（食品処理業者）
- ③ 食品衛生に関する基準（食品提供者）

2) オーストラリアの総合的食品調査（A T D S）の実施

- ① 第1回調査は、1970年に実施された。
- ② 調査は2年ごとに実施。
- ③ 最新調査 - 第23回調査 - の結果は、2011年11月に発表済み。
- ④ 現在F S A N Z は、第24回および25回A T D Sを進めている。第24回A T D Sについては、結果を報告する段階にある。第25回A T D Sについては、現在サンプルの収集と分析を進めている。

⑤ データは、(FSANZ)の基準発展への活動を示す

3) 調査監視活動の成果

- ① 既存の活動(例: ATDS, NRS, その他の調査)を通して調査する.
- ② 予備的なリスク評価を実施する.
- ③ 食品規格コードに修正を提案する.
- ④ 司法機関/産業界に助言する.
- ⑤ 特定の点について、調査する.
- ⑥ 国境における検査および検疫を推奨する。(DAFF バイオセキュリティ)
- ⑦ 食品の回収を実施する.
- ⑧ 一般国民または会社側に対して、助言や教育を行い、ファクトシート、声明および勧告を公表する.

4) 第24回 ATDS の主な結果

- ① アクリルアミド: 食品中濃度は、以前に実施されたオーストラリア国内および国際調査で報告された値と同等、またはそれらより低い。
- ② アルミニウム: 食品中の推定アルミニウム暴露量は、2-5歳児グループを除いた全てのポピュレーションで、PTWI 値よりも低い。
- ③ 食品包装材料に含まれる化学物質: ビスフェノール A (BPA)、エポキシド化大豆油 (ESBO)、フタル酸エステル、ペルフルオロ化合物、印刷インク

5) 国内食品事故および懸念される事故への対応システム

- ① 食品事故(懸念を含む)の頻度と複雑さは、世界レベルで増大している。
- ② 政府、食品産業、および消費者に与える影響は大きいことも考えられる。
- ③ 複数の省庁で対応する必要もありうる。
- ④ 一貫性と適時性のある対応が求められる。
- ⑤ 国内食品事故の一例; 半乾燥トマトを介した A 型肝炎の感染

国内食品事故対応に対する障害も存在する

- ① 新興ハザードの出現と懸念
- ② 科学的不確実性
- ③ 社会的認識
- ④ 政治的に慎重を要する問題点
- ⑤ 法律上の問題点

6) 国内食品事故対応の手順

- ① 警報:
 - ・中央通知機関 (FSANZ) が、事故発生通知を受ける。
 - ・事故の情報を、すべての関係幹部に連絡する。
 - ・リスク・プロファイルを作成する。
- ② 対応の実施:
 - ・FSANZ は、必要な対応レベルを決定するための電話会議を招集する。
 - ・RA, RM, and RC によってリスク分析が行われる。
 - ・一連の対応の実施が続く。
- ③ 警戒の解除:
 - ・全国統一的な対応は解除され、通常業務に戻る。

・プロトコルを報告し、再検討する.

7) ネットワークの重要性

対応システムがネットワークに支えられる点

- ① 情報交換を助ける.
- ② 共同作業を支援する.
- ③ 情報源を供給する
- ④ 技術的に補助する
- ⑤ 新しい関係、および既存の関係の上に構築される
- ⑥ パートナー・アプローチ

8) APEC 食品安全コーオペレーション・フォーラム (FSCF)

- ① 第4回 APEC FSCF、インドネシア、スラバヤにおいて開催された (4月10-13日).
- ② オーストラリアと中国が共同議長を務めた。
- ③ APEC 共同規制計画の実施に向けた行動計画に署名した。
- ④ 統一的な食品安全規格および規制システムの構築 (能力構築) に向けた新たな複数年プロジェクト (MYP)
- ⑤ 食品安全事故ネットワーク (FSIN) の開設記念ワークショップが、オーストラリアによって開催された。
- ⑥ インドネシアの主導により、中小規模の企業に向けた食品安全基準教育のためのワークショップを開催した。
- ⑦ グローバル食品安全パートナーシップ (GFSP) および世界銀行との共同作業。

9) APEC 食品安全事故ネットワーク (APEC FSIN) の確立

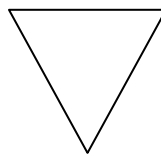
食品安全事故対応に備えた体制として 重要なネットワーク システムを図に示す.

APEC 食品安全事故ネットワーク

(APEC FSIN) : 21 加盟経済圏
FSIN 事務局

食品安全機関国際ネットワーク

180 加盟国
INFOSAN 事務局



INFOSAN 共同体ウェブサイト

APEC FSIN ポータル・サイト

- 会員はポータルサイトを通じて、
情報、助言および専門家にアクセス
- ・ 情報通知プロセス
 - ・ リスク分析要因
 - ・ 製品回収と事故の管理

INFOSAN

- ・ INFOSAN からの警告と通知発信
- ・ 新しい情報を事務局から発信
- ・ 次におこる議論への継続参加
- ・ 食品安全関係文書の閲覧

5. 将来の課題と動向

1) FSANZ から見て、圧力を受けると考えられる 6 要因

*政治的要因

*経済的要因

- *社会的要因
- *技術的要因
- *法的要因
- *環境上要因

2) 食品安全に関する FSANZ の将来的課題

新興問題の予測能力の向上

リスクに対する新技術/ALOP/意欲？

- ◇ 戦略的にかつ、より賢明に取り組むこと
- ◇ 質の高いスタッフによる力量のある集団を、新領域に構築すること
- ◇ 他の食品規制機関、大学、産業界、NGO、および消費者と協力して既存の協力体制に影響を与えること
- ◇ 国際的な共同作業を進めること、および努力の重複を回避すること

3) 新たに発生する、または進行中の食品安全問題に向けて、FSANZ の体制は；

- ◇ 食品安全問題を認識し、管理する FSANZ の能力向上を内部体制の目的とする。
- ◇ FSANZ の関連分野は、これらの総合的情報源を分析し、検討し、選別する責任がある。
- ◇ 組織内 WEB の間でポータルサイトを共有する。
- ◇ 組織内部の中心グループは、新たに生じる問題点について、増大の基準と、他の文書情報に沿って考慮する。
- ◇ 毎年定期ワークショップを開いて、諸問題の環境内推進力、動向、及び統合状況、を特定する。

これらの体制は、食品安全問題の新たな発生を監視し対処することの重要性を表している。